

第26回 参議院議員選挙に際して  
LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する  
各立候補者の政策と考え方に関する調査のお願い

政党名 ( 無所属 )  
選挙区 ( 岡山県 )  
候補者名 ( 黒田晋 )

- 問1. 個人の選挙公約に性的指向・性自認に関する人権を保障する施策について記載はありますか。(選択式)  
2.記載はないが、取り組む予定である

選択肢： 1.記載がある  
2.記載はないが、取り組む予定である  
3.記載はなく、取り組む予定もない  
4.その他 ( )

- 問2. 超党派の「LGBTの課題を考える議員連盟」で2021年5月に与野党合意に至った法案についてご意見をお聞かせください(選択式)  
1.賛成

選択肢： 1.賛成  
2.反対  
3.その他 ( )

- 問3. 性的指向及び性自認に関する法整備について、いつまでに成立させるべきとお考えですか(選択式)  
3. 法整備の必要性について、引き続き議論すべきだ。

選択肢： 1.早急に成立させるべきだ  
2.法整備は必要だが、さらに検討を重ね、国民的合意を図るべきだ。  
3.法整備の必要性について、引き続き議論すべきだ。  
4.法整備は必要ない  
5.その他 ( )

問4. 以下の各分野の課題について、どのようなスタンスでしょうか。（選択式）

<選択肢> 1. 賛成、2. どちらかといえば賛成、3. どちらかといえば反対、4. 反対  
その他

- (1) LGBT に対する（性的指向・性自認に係る）、差別や不利益取扱い防止・禁止する法律やルールを制定すべきだ。  
2. どちらかといえば賛成
- (2) 学習指導要領に盛り込み義務教育の中で性的指向・性自認の多様性について子ども達に教育すべきだ。  
2. どちらかといえば賛成
- (3) 学校における、LGBT へのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立すべきだ。  
2. どちらかといえば賛成
- (4) 多様な性自認・性的指向に基づいた適切な対応ができるよう、教育現場や医療現場など各分野の実態調査を行い、結果を公表すべきだ。  
2. どちらかといえば賛成
- (5) 性的指向・性自認に関する職場の取り組みについて、国が広くガイドラインを策定するなど、企業等の取り組みを積極的に支援すべきだ。  
2. どちらかといえば賛成
- (6) 困難を抱く「LGBT」等当事者に対する、相談・支援の仕組みを、学校・職場・地域等に整備すべきだ。  
2. どちらかといえば賛成
- (7) 相続や各種の補償などについて民法上、同性パートナーが配偶者として扱われないことで生じる不利益を、同性パートナーも配偶者として同等に扱うことで、解消すべきだ。  
2. どちらかといえば賛成

(次のページへ続きます)

問 5.性同一性障害特例法の見直しについて、下記の背景を踏まえて、お答え下さい。（選択式）

〔背景〕

戸籍の性別変更の要件は、性同一性障害特例法（2003年成立、2008年改正）で定められています。しかし、WHOの国際疾病分類第11版（ICD-11）が2022年1月から国際的に発効し、「精神障害」の分類にあった「性同一性障害」が削除されて「性の健康に関する状態」分類の中に「性別不合」（日本精神神経学会仮訳）として位置づけ直されたことに鑑み、同法を改正する必要があると指摘されています。また、海外の現状と比べると要件が厳しすぎるとの指摘もあります。現在要件外の当事者についても、円滑な社会生活を行えるよう、改正を求める強い要望が当事者団体などから出されています。たとえば、

- ・ 「現に未成年の子がいないこと（子なし要件）」に関して  
→未成年の子どもがいても、子どもが親の外見等の変更を受け容れていたり、円滑で安定的な就労による子の扶養のためにも、性別変更が望ましいと思われるケースが少なくない。性別変更を認める諸外国（イギリス、フランス、イタリア等）では、こうした要件を課す国はない。
- ・ 「手術要件」に関して  
→既に海外では手術を性別変更の要件にしない国が増えつつある（現在73ヶ国）。WHOの勧告にあるように、戸籍の性別変更手術を要件とすることは、人権上問題である。また身体的・経済的負担が非常に大きいことから問題であり、外すべきである。
- ・ 「非婚要件」に関して  
→特例法では性別変更にあたり「現に婚姻していないこと」を要件にしている。この「非婚要件」については近年ヨーロッパ諸国を中心に同性婚が認める国が増え、そのような国々を中心にこの要件は廃止となっている。

<選択肢>

1. 積極的に見直して改正すべき
  2. 改正が必要か否か検討すべき
  3. 見直す必要はない
  4. 答えられない／わからない
- その他

- (1) 子なし要件を削除し、家庭裁判所による個々の事情を踏まえた判断にゆだねる  
2.改正が必要か否か検討すべき
- (2) 手術要件を削除する  
2.改正が必要か否か検討すべき
- (3) 必要な関連法改正を行ったうえで、非婚要件を削除する  
2.改正が必要か否か検討すべき

(次のページへ続きます)

問 6. 最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

アンケートは以上となります。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。